

小規模事業者のための融資制度

ご案内

この融資は、小規模事業者の皆さんが経営を改善し、事業の発展を図るために必要な事業資金を貝塚商工会議所の推薦に基づいて、日本政策金融公庫が無担保、無保証人、低金利で融資する制度です。お申込の手続き等については、いつでもご相談ください。

マルケイ融資

(小規模事業者経営改善資金貸付)



利用できる方は…

- 従業員の数、製造業・その他・・・20人以下、商業・サービス業・・・5人以下（但し、法人役員、家族従業員、パートは除く）
- 従前から商工会議所の経営指導を原則6ヶ月以上受けていること
- 最近1年以上継続して、貝塚商工会議所地区内で事業を営んでいること
- 日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種であること
- 納期限の到来している所得税（法人税）、事業税、住民税をすべて完納していること
- 許認可・登録届出を要する事業は、現に許認可登録等を受けていること

融資の条件は…

資金の用途	運転資金及び設備資金
融資限度額	運転資金 設備資金 ●2,000万円以内（平成26年4月1日から）（※1）
返済期限	運転資金7年以内（うち据置期間1年以内） 設備資金10年以内（うち据置期間2年以内）
利率	利率は変動しますので、詳しくは「 日本政策金融公庫 」【経営改善資金 特利F】をご参照ください。
担保・保証人	不要

（※1） 1,500万円超の融資を受ける場合は

- 融資前に事業計画を作成していただく必要があります。
- 融資後、残高が1,500万円以下になるまで経営指導員の実地訪問を半年毎に受けていただき、事業計画進捗報告書を提出していただく必要があります。

申し込みの手続きは…

貝塚商工会議所で受け付けております。申し込み手数料等は一切不要です。

貝塚商工会議所・中小企業相談所

貝塚市二色南町4-7

TEL 072-432-1101

貝塚市の利子補給制度について

貝塚市ではマル経融資に対する利子補給制度が実施されています。

- ・利子補給額 年利率のうち1%（上限）相当額【借入日より12ヶ月間】
- ・限度額 当初借入額のうち400万円分まで
- ・対象者 個人事業者…貝塚市民の方、あるいは本市に本店または支店等の事業所を営む方
法人事業者…本市に本社または支社等の事業所を営む方

※利子補給を受けるには登録が必要です。貝塚市商工観光課へ「利子補給金登録書」を提出して下さい。

利子補給制度についてのお問合せは……